

緊急事態宣言による生活への影響

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等特別措置法(特措法)に基づく「緊急事態宣言」が発令され、それに伴い、都道府県知事は特措法に基づくさまざまな権限が与えられ、措置をとることが可能となる。

感染症の流行状況が以下2つの要件を満たした場合に、首相が発令する。

(特措法 32 条)

- ・国民の生命や健康に著しく重大な被害を与える恐れがある場合
- ・全国的かつ急速なまん延により、国民生活と経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合

首相 緊急事態宣言

「期間や区域を決定」



都道府県知事 都道府県知事が実施可能になる措置

- ①住民への外出自粛要請 (特措法 45 条)
- ②学校、保育所、老人福祉施設などの使用停止の要請、指示 (特措法 45 条と政令)
- ③音楽、スポーツイベントなどの開催制限の要請、指示 (特措法 45 条と政令)
具体的に下記のような施設
〔 劇場や映画館、演芸場、百貨店やスーパーマーケット、ホテルや旅館、体育館や水泳場、ボーリング場、博物館や美術館、図書館、キャバレーやナイトクラブ、ダンスホール、理髪店や質屋、貸衣装屋、自動車教習所や学習塾 〕
※ただし、百貨店やスーパーマーケットについて、食品や医薬品、衛生用品、燃料など医療や生活必需品の売場は対象外になっており、営業することができる。
- ④予防接種の実施指示
- ⑤臨時医療施設のための土地、建物の使用 (同意なしも可) (特措法 49 条)
- ⑥鉄道、運送会社などへの医薬品の運送要請、指示 (特措法 54 条)
- ⑦医薬品、食品などの売り渡しの要請 (収用もできる) (特措法 55 条)

(特措法 45 条 3 項)

学校や娯楽施設について、知事は利用の制限を「要請する」ことが可能となり、正当な理由なく、それに従わない場合は「指示する」ことができる。(罰則などの強制力なし)

ただし、住民の外出については「自粛を要請する」ことができるのみとなる。